

登録業者としての遵守事項 (漏水調査業務及び緊急漏水位置探知調査業務)

公共事業は、地域の産業を支える重要な役割を担うとともに、市民の生活環境の向上に大きく寄与するものであり、各位におかれても、その本旨を十分理解され、次に掲げる注意事項を把握しておくほか、建設業法等の関係法令、規程に基づき、常に最新の情報を入手して遵守することは言うに及ばず、一層の自己研鑽に努められたい。

なお、倉敷市契約課に登録している業者については、倉敷市契約課の『登録業者としての遵守事項』もあわせて遵守すること。

1 基本的心構え

- (1) 建設業法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 刑法をはじめ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反する行為は絶対に行わないこと。
- (3) 倉敷市水道局（以下「本局」という。）への各種申請等において虚偽の申請を絶対に行わないこと。
- (4) 登録業者としての自覚を持ち、反社会的行為はもちろん、第三者から疑問を持たれるような行為をしないこと。
- (5) 暴力団の利用や金品の提供をしないこと。また、暴力団、えせ右翼、えせ同和行為者等からの要求には絶対に応じないこと。また、被害を受けた場合は、速やかに関係機関に届け出ること。
- (6) 本局監督員の指示及び監督に従い適正に施行し、履行期間を厳守すること。また、施行体制の充実及び強化に努め、自己施行の拡大に努めること。
- (7) 入札参加業者名を事後公表としているため、事前に入札参加者を知らうとする行為は、入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。

2 応札及び入札執行について

- (1) 速やかに設計図書等を入手し、適切な積算を行い入札に臨むこと。
- (2) 入札参加者は、設計図書等を熟知の上、所定の入札書により入札を行うこと。

- (3) 入札参加者は、倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年倉敷市水道局管理規程第1号）を承諾の上、倉敷市水道局郵便入札取扱要領に基づき入札を行うこと。
- (4) 入札参加に際し、指定した日時に遅れた場合は、特別な理由で入札執行が遅れている場合を除き棄権とみなすので、時間厳守のこと。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず委任状（委任者及び受任者の両者が押印したものに限る。）を提出すること。
- (6) 入札書は、件名、施行場所、名前、入札回数、入札年月日、入札金額、くじ番号及び（確認番号が必要な案件については）確認番号を記入し、入札執行者の指示により封筒に入れ、提出すること。
- (7) 入札書への記入事項（件名、施行場所、名前等）は、所定の欄に明確に記入し、押印（代理人が入札する場合は委任状に押印した受任者印を必ず押印）すること。
- (8) 入札書の記載事項を訂正、挿入又は削除したときは、その箇所を押印すること。ただし金額の訂正は認めない。
- (9) 入札書に記入する数字は、件名等特に指定したものを除きアラビア数字を用いること。金額は日本円（税抜き）で記入し、必ず¥マークをつけること。
- (10) 入札書の「くじ番号」欄に1から999までの任意の数字を記入すること。
- (11) 「確認番号」が必要な案件については、入札書の「確認番号」欄に、確認番号等通知書に記載された確認番号（4桁の数字）を記載すること。
- (12) 入札参加者は原則1人とする。
- (13) 連合（談合）その他の不正行為は絶対に行わないことはもちろん、入札会場において私語等、入札の公正を疑われる行為は絶対にしないこと。
- (14) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。
- (15) 入札会場での喫煙、飲食（ガム等を含む。）の一切を禁止する。また、携帯電話等の電源は切っておくこと。
- (16) 入札会場では入札執行者の指示に従うこと。再三の注意にもかかわらず指示に従わない場合は、当該入札に参加できないものとする。また、「入札の秩序を乱す行為」として指名停止措置の対象となるため、注意すること。

- (17) 指名を受けた後に入札を辞退する場合は、入札執行前であっても、所定の辞退届を提出すること。

3 適正な営業所設置について

- (1) 同一所在地に他の事業所等が同居している場合は、完全に分離していること。
- (2) 市内業者又は市内に契約先となる営業所を有する者であっても、当該営業所の所在地に変更があった場合は、変更届を提出すること。

4 下請契約について

- (1) 適正な技術力のある受注業者を選定すると同時に、極力市内業者への発注に努めること。
- (2) 下請契約に当たっては、建設業法令遵守ガイドラインに準拠し、必要事項の記載された契約書等により適正に契約すること。
- (3) 下請業者に対する代金支払いについては、誠実に対応すること。また、下請の発注に当たっては、適正な金額での発注を行うこと。
- (4) 下請業者の施行体制等については、元請業者において確実に把握、管理すること。
- (5) 一括下請は絶対にしないこと。また、不必要な重層下請は行わないこと。
- (6) 下請に出す場合、必ず事前に下請負届出書を施行担当課に提出し、承認を得ること。
- (7) 指名競争入札により請負事業者を決定した場合は、真にやむを得ない場合を除き、同一入札参加業者への下請（落札者から他の入札参加者への下請）は極力避けること。

5 その他

- (1) 本局の各種規則、様式等については本局のホームページで公表しているため、内容を精読し、誤りのないよう努めること。
- (2) 本局へ登録した内容が変更（所在地、代表者等の変更）になった場合は、その都度、遅滞なく必要書類を添付した変更届により届け出ること。
- (3) 納税は国民の義務であるため、市税はもとより国税に至るまで、年度内においても滞納を生じさせないこと。
- (4) 社会保険は、その適用事業所となった場合、法律により加入が義務付けられており、

事業主は従業員と保険料を折半して負担し、納付する義務を負うこととされている。各位においては、国税及び地方税と同様に、滞納を生じさせないこと。

- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に沿い、積極的に障がい者の雇用促進を図ること。